

<p>暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則</p> <p>(2018年7月30日 制定) (2020年4月24日 一部改正) (2021年8月25日 一部改正) (2024年10月25日 一部改正)</p>	<p>「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」に関する ガイドライン</p> <p>(2018年7月30日 制定) (2020年4月24日 一部改正) (2024年10月25日 一部改正)</p>
<p>第1章 総則</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、暗号資産交換業を行う第一種会員（暗号資産）が自らの財政状態を適切に把握し、財務の健全性の維持・向上に努めることをもって、利用者財産の保全及び暗号資産交換業に対する利用者からの信頼向上を図ることを目的とする。なお、暗号資産等関連デリバティブ取引業を兼営する会員については、金融商品取引法第46条の6に掲げる自己資本規制比率の定めに従うこととし、本規則は適用外とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 固定化されていない自己資本の額 資本金、準備金その他「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)(以下「金商業府令」という。)176条1項各号に掲げるもの及び協会が別に定めるものの額の合計額から、貸借対照表の科目その他のもので金商業府令177条1項各号に掲げるものの額の合計額を控除した額をいう。</p> <p>(2) 市場リスク 保有する有価証券等(有価証券その他の資産及び取引をいう。)及び暗号等資産等(暗号等資産その他の資産及び取引(デリバティブ取引などの派生商品を含む。)をいう。)の価格の変動その他の理由により発生し得るリスクをいう。</p> <p>(3) 市場リスク相当額 市場リスクに相当する額として、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号。(令和2年金融庁告示22号に基づく改正その他すべての改正を含む。)以下「告示」という。)第三章の規定に協会が別に定める修正を施した方法により算出した額を加えた額をいう。</p> <p>(4) 取引先リスク 取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得るリスクをいう。</p> <p>(5) 取引先リスク相当額 取引先リスクに相当する額として、告示第四章の規定に協会が別に定める修正を施した方法により算出した額をいう。</p> <p>(6) 基礎的リスク 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得るリスク(会員の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は会員が保有又は管理をする資産の外部流出などの外生的な事象により損失を被るリスクを含む。)をいう。</p> <p>(7) 基礎的リスク相当額 基礎的リスクに相当する額として、告示第五章の規定に</p>	

<p>協会が別に定める修正を施した方法により算出した額をいう。</p>	
<p>(財務管理の原則)</p> <p>第3条 第一種会員(暗号資産)は、健全な財政状態の維持に努めなければならない。</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)は、財政状態が悪化した場合には、利用者財産の保護を最優先することとし、速やかに健全な財政状態を回復するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 第一種会員(暗号資産)は、自らの財務上のリスク(市場リスク、取引先リスク及び基礎的リスクを総称していう。以下同じ。)を把握し、当該リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>4 暗号資産の管理を行う第一種会員(暗号資産)は、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上の純資産を維持するとともに、当該純資産を維持していることを定期的に確認できる体制を確保しなければならない。</p>	<p>第3条第4項関係</p> <p>履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上の純資産を維持していることの確認は、少なくとも月次で行う必要があります。</p>
<p>第2章 財務健全性</p>	
<p>(財務健全性の検証)</p> <p>第4条 第一種会員(暗号資産)は、市場リスク、取引先リスク及び基礎的リスクが顕在化した場合における財務の健全性に与える影響について検証し、その結果を踏まえて、会員の財務の健全性を維持するための水準(以下「財務健全性水準」という。)を設定しなければならない。</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性水準を維持・向上するための経営計画を作成し、これを実施しなければならない。</p> <p>3 第一種会員(暗号資産)は、定期的に又は財務の健全性に影響を与える事象が生じた場合(市場リスク、取引先リスク又は基礎的リスクが顕在化した場合を含むがこれに限られない。)には適時に、財務の健全性について再度検証を行うものとし、その検証結果を、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。</p> <p>4 第一種会員(暗号資産)は、前項に基づく検証結果に基づき、必要に応じて、財務健全性水準及び経営計画を見直すものとする。</p>	
<p>(財務健全性指数)</p> <p>第5条 第一種会員(暗号資産)は、毎月末日を基準日として、固定化されていない自己資本の額の、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額に対する比率(以下「財務健全性指数」という。)を計算し、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性指数が100%を下回ることをないようにしなければならない。</p>	
<p>第3章 リスク管理</p>	
<p>(市場リスクの管理)</p> <p>第6条 第一種会員(暗号資産)は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、市場リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 財務健全性水準を考慮の上、暗号等資産等の自己売買業務(会員の自己勘定による取引に係る業務をいう。以下同じ。)に割り当てることのできる自己資産及び取引限度額</p>	

<p>(以下「対象限度枠」という。)を設定すること。</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、自己売買業務の特性(対象となる暗号等資産等のボラティリティ、取引先の属性、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等)を踏まえて、当該業務の種類ごとに対象限度枠を設定するよう努めること。</p> <p>(3) 対象限度枠の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニタリングすること。</p> <p>(4) 対象限度枠については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、財務健全性水準を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講じること。</p>	
<p>(その他のリスク管理)</p> <p>第7条 第一種会員(暗号資産)は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、取引先リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 定期的には又は必要に応じて適時に、各取引先の信用リスクの把握及びモニタリングするよう努めること</p> <p>(2) 対象限度枠の設定に際しては、取引先の特性(取引先の信用リスク、取引量、取引頻度、ポジションの保有期間等)を踏まえて、当該取引先ごとに対象限度枠を設定するよう努めること</p> <p>(3) 取引先の信用リスクが悪化した場合、当該リスクが会員の財務の健全性に与える影響を勘案の上、速やかに当該取引先との取引を縮小又は解消すること</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)は、以下の各号に掲げる措置その他これに準ずる方法により、基礎的リスクを適切に管理しなければならない。</p> <p>(1) 保有又は管理をする暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等が外部に流出するリスクを適切に把握の上、当該リスクを低減するための必要な措置を講じること</p> <p>(2) 前号のほか、潜在的なリスクを含め、重要な基礎的リスクを識別・評価するよう努めること</p> <p>(3) 定期的には又は必要に応じて適時に、基礎的リスクに関する重要な情報を更新の上、当該情報を速やかに社内でも共有するよう努めること</p> <p>(4) 基礎的リスクに係る事象の詳細及び発生原因を十分に分析し、再発の防止や抑制に繋がる適切なコントロールを設計・導入するよう努めること</p>	<p>第7条関係</p> <p>資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定する電子決済手段は、その性質上、償還請求権があることから金銭債権を表象するものと考えられます。そのため、本規則に基づく財務リスクの把握に際しては、当該電子決済手段を金銭債権とみなし、金銭債権と同様に、当該電子決済手段の発行者に係る取引先リスクを適切に管理するものとします。</p>
<p>第4章 体制の整備</p>	
<p>(リスク管理責任者の設置)</p> <p>第8条 第一種会員(暗号資産)は、自らの財政状態及び財務上のリスクを適切に管理する責任者(以下「リスク管理責任者」をいう。)を定めなければならない。</p> <p>2 リスク管理責任者は、第一種会員(暗号資産)の財務の健全性に影響を生じさせる事象を検知した場合には、速やかに、これを関係部署及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> <p>3 前項による報告を受けた関係部署及び取締役会は、その原因を確認するとともに、第一種会員(暗号資産)の財務の健全性を回復するために必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	
<p>第5章 その他</p>	

<p>(利用者への情報公開)</p> <p>第9条 第一種会員(暗号資産)は、暗号資産交換業に関する内閣府令第37条第2項の規定により報告書に添付して金融庁長官に提出した貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)を公表しなければならない。</p>	
<p>(協会への報告)</p> <p>第10条 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性指数について、翌月末日までに、協会に報告することとする。</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性指数が120%を下回った場合または下回ることが確実な場合、第1項の報告とは別に、遅滞なく、かかる場合に至ったことの原因、理由及び指数改善の方向性について、協会に報告することとする。</p> <p>3 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性指数が100%を下回った場合または下回ることが確実な場合、第1項の報告とは別に、遅滞なく、財務健全性指数を改善するために必要な措置を取るとともに、その内容を協会に説明することとする。</p> <p>4 第一種会員(暗号資産)は、財務健全性指数が80%を下回った場合または下回ることが確実な場合、第1項の報告とは別に、遅滞なく、取締役会その他これに準ずる意思決定機関による承認を受けた指数を改善するための経営計画を協会に提出することとする。</p> <p>5 第一種会員(暗号資産)は、前項に基づき経営計画を提出した場合、翌月以降、指数が第5条第2項に定める水準を継続的に維持していると認められるまでの間、内部監査部その他これに準ずる部門において指数改善計画の進捗状況のモニタリングを実施し、その結果を協会に報告することとする。</p> <p>6 第3項に規定する場合において、協会は必要に応じて財務健全性指数を改善するために必要な措置の進捗状況等について確認する。</p> <p>7 第4項に記載する場合において、かつ、協会が必要と認めた場合、協会はリスク管理、分別管理、その他必要と認められる範囲において「監査規則」に基づく監査を実施することができる。</p> <p>8 第5条第2項及び本条第2項から第7項は、営業開始前の第一種会員(暗号資産)には適用されない。</p>	
<p>(協会による指導等)</p> <p>第11条 第一種会員(暗号資産)は、協会から財政状態に関する資料の提出又は説明を求められた場合には、正当な理由なく、これを拒否してはならない。</p> <p>2 第一種会員(暗号資産)において財政状態の著しい悪化が確認された場合であって、協会が利用者保護のために当該会員を指導する必要があると判断した場合には、第一種会員(暗号資産)は、協会の指導に従った上で利用者保護に努めなければならない。</p>	
<p>附則 この規則は、2018年10月24日から施行する。</p> <p>附則(2020年4月24日決議) この規則は、2020年5月1日から施行する。</p> <p>附則(2021年8月25日決議) この規則は、2021年9月1日から施行する。</p> <p>附則(2024年5月10日決議)</p>	<p>附則 このガイドラインは、2018年10月24日から施行する。</p> <p>附則(2020年4月24日決議) このガイドラインは、2020年5月1日から施行する。</p> <p>附則(2024年5月10日決議) このガイドラインは、2024年10月25日から施行する。</p>

この規則は、2024年10月25日から施行する。